

中国の外資直接投資導入政策と成果 (I)

——30年の回顧と総括——

広 田 堅 志*

目 次

まえがき

1. 対外開放の実験的準備期 (1979~84年) における外資直接投資導入
 - 1.1 世界政治経済に対する認識の変化と国民経済建設路線の転換
 - 1.1.1 世界政治経済に対する認識の変化
 - 1.1.2 新たな対外経済論の展開
 - 1.2 改革・開放当初期における外資直接投資導入
 - 1.2.1 外資直接投資導入管理体制の形成
 - 1.2.2 外資直接投資導入の概況
 - 1.2.3 外資直接投資導入に関する法的枠組の形成
 - 1.2.4 外資直接投資導入の実態

まえがき

周知のとおり、2008年は、中国の改革・開放政策を実施してから30年を迎える年である。30年間、外資直接投資導入政策は改革・開放政策の重要な一環として位置付けられ、その政策は国内外の政治経済状況に合わせ、いくつかの段階を経ながら、今日まで実施されてきた。

2008年において新たに認可された投資案件は27,514件で、実行投資額は923.95億ドル（金融部門を含まない）で、これまでの最高記録を残した。2008年末まで、30年間批准を受けた投資案件の累計数は65万9千件ののほり、合計実行額は9019.17億ドルとなる。国際協力銀行の開発金融研究所が16回にわたり行っている日本の製造業企業の海外直接投資アンケート調査によると、1992年度に有望投資先に関する質問が始

まって以来、2008年度の最新調査に至るまで、有望国調査（事業展開先としての期待値を含む）では、中国は一貫してランキング1位の座を維持している¹⁾。

外資直接投資による設備投資と技術移転を通じて技術進歩が促進され、今日、製造業分野において、電子、機械、化学工業、建設、軽工業、紡績・紡織・アパレル等の領域における技術水準と製品の高度化が大きく進展してきている。輸出促進政策と平行に実行してきた外資直接投資政策により、中国の輸出貿易発展は外資系企業の貢献による部分が多い。特に WTO 加盟後、外資系企業による輸出入額の中国の輸出入総額に占める割合が半分以上である状況は2008年まで続いた。

上述のような状況は中国にとって華々しい半面であるが、反面問題も残されている。WTO の加盟は、経済のグローバル化を全面的に受け入れた結果として受け止められるが、これは中国にとって当然自国の比較優位に基づく国民経済が発展する大きなチャンスをもたらすと同時に、国内市場を全面的に開放することも意味する。今日中国の国民経済は、全体の産業構造自体が外資直接投資構造によって規定される部分が大きくなっている状況下にある。言い換えれば、中国の産業構造自体の外資直接投資産業構造化である。中国の立場からすれば、国民経済戦略構築策として採り入れた外資直接投資導入政策は、国民経済の持続的発展を主体的に推進するという前提条件下での積極策ではあるが、問題は、上述したような国民経済の「外

* 広島経済大学経済学部准教授

資企業化」の状況から、今後、上向き競争的な国民経済統合の中に如何に外資系企業を統合していくかが重大な課題となる。この課題を解決するためには、これまでの経済のグローバリゼーションの受動的受け入れと外資系企業に依存した経済開発のあり方を抜本的に改め、自己革新を柱とする経済開発戦略に方向転換し、技術の導入・移転と、それに対する学習、消化・吸収、自主開発の一体化を図らなければならない。

本稿は新たな外資直接投資導入の時代へ向け、これまで30年実施してきた外資直接投資導入の政策と成果をいくつかの段階に分けて、その跡を辿ってみることとする。統計資料等の整理を通して、これまでの外資直接投資導入の実態を把握する上で、その深層に残される問題点を探りたい。

1. 対外開放の実験的準備期 (1979~84年)における外資直接投資導入

1.1 世界政治経済に対する認識の変化と国民経済建設路線の転換

1.1.1 世界政治経済に対する認識の変化

改革・開放以前の時期には、中国は、当時の世界政治経済は、レーニンがいう「死滅しつつある資本主義」、「社会主義革命の前夜」にあると位置づけされた「帝国主義」段階にあり、帝国主義による世界戦争の矛盾を克服する世界的な社会主義への流れが全面的に進行する（「戦争と革命」の時代認識、「第三次世界大戦」の想定）という認識に立っていた。この基本認識のもとにあって、新しい生産力の解放を実体化する社会主義経済建設の過程では、生産力解放の桎梏となっている旧い資本主義経済との交流（貿易と外資導入）は基本的には重視する必要がないし、むしろ対決すべき存在（資本主義陣営と社会主義陣営の対決）と考えていた²⁾。

このような東西両陣営の世界政治経済構造の

中で、外国資本の利用に関しては、社会主義国間の経済関係はプロレタリア国際主義に基づく相互援助関係であると認識した。当時ソ連との経済・軍事協力や、いくつかの東欧の国との合弁企業の形でそのような認識のもとで行われていた³⁾。この形以外の外資直接投資を受け入れる形でのいわゆる外資系企業は基本的にはなかった⁴⁾。このような外国資本の利用は、元来国家間の一種の相互援助という協力の形をとったものであり、いわゆる一般的な外資直接投資導入とは異なる認識構造によるものである。これは以下のような事情を背景としていと考えられる。

第1には、社会主義国として歩み始まるまでの中国における外資直接投資に対する認識を背景としている。すなわち、当時の中国は半植民地半封建社会の時代で、その時中国へ入り込んだ外資は、直接投資と借款の構成からみれば、直接投資の比重が特に大きかった⁵⁾。さらに、ほとんどの直接投資は外資独資企業投資であり、中国側が主体的に導入した外資独資企業はほとんど存在しなかった。このような事態を、内藤教授は次のように説明しておられる。「半植民地の中国で帝国主義諸国が相互に激烈な競争を展開していたため、各帝国主義諸国が強固な、信頼しうる中国の代理人を探すことは決して容易でなかったこと、直接企業を設立することによって、帝国主義諸国が獲得している一連の特権に基づく、中国の労働力と原料の廉価な利用が容易であること、および中国の経済が極度に立ちおいていたことなどが考えられる⁶⁾」。

このような半植民地不平等条約の下で自国の意思に反して進められる外資導入、外資系企業の進出が自国の自立的国民経済の建設に役立たないばかりか、自国経済の従属、破壊を推し進めているような外資の進出は、社会主義国として発足した中国にとって、まず半植民地の軛から逃れ、自立的な中国国民経済を建設するとい

うことからいえば、帝国主義列強に貶められた半植民地の下での帝国主義列強（資本主義発展の必然的産物としての）の外資系企業に対して否定的な評価をとっていった⁷⁾。

第2には、第1で述べた認識を背景に、鎖国閉鎖政策によって、国際的な相互交流や合作が無視され、資本主義的なものが入ってくることを恐れて、遮断してしまった。

第3には、上述の東西両陣営の世界政治経済構造のもとで、資本主義諸国による経済封鎖の条件の下では、経済建設上相当な成果を上げたこと、また、時期によっては、「左傾」思想の影響で、自己過信に陥り、一面的に自力更生が強調され、外資直接投資による経済発展は「無用」であるとの考え方が跋扈した。

第4には、66年に始まったプロレタリア文化大革命の中で、同じく「左傾」思想によって煽動され、「独立自主、自力更生」の方針が歪曲的に解釈され、利用され、外国資本の利用と外国先進技術の導入を「外国の物事を崇め、外国に媚びる」ことだと決めつけ、極端の排外主義によって、多くの人々の思想を制約し、外国資本を受け入れる活動が妨げられた⁸⁾。

しかし、蓄積資本の不足する発展途上国としての中国が、半植民地的条件を強制されない、

自己の意思による外資、外資系企業の導入を行っていくことは、少なくとも理論的には否定されてはいないともいえる。…(改革・開放前の時期においては) 自立的国民経済の建設、体制間の対立、帝国主義の狂暴性、死滅しつつある帝国主義の歴史的地位、社会主義体制の優位性などなどをめぐる自己の立場から、中国の改革・開放政策への転換に至るまでの期間、外資、外資系企業の導入をしてこなかったが、強固な自主権が確立した段階で、自己の意思に基づく外資、外資系企業の導入ということは、理念的には潜在的に体内に用意されていたともいえる⁹⁾。

改革・開放前と改革・開放後の世界政治経済に対する基本認識と対外経済関係論の変化の状況は、図式的には下記の表のようにまとめられよう。ここで、表に基づいて、改革・開放後において、中国の世界政治経済に対する認識の変化と国民経済建設路線の転換の概要を見てみたい。

70年代に入って、中国を取り巻く国際政治経済環境は大きく変化した。このような状況の下で、中国では、これまでの国民経済構築理論の基礎前提となっていた世界政治経済に対する歴史認識構造の変化が見られるようになり、世界

表1-1 改革・開放前と改革・開放後の世界政治経済に対する基本認識と対外経済関係論の対比

| 改革・開放前 | 改革・開放後 |
|-------------------------------------|---------------------------------|
| 「帝国主義」段階の時代 | 「帝国主義」段階を脱却した時代 |
| 「死滅しつつある資本主義」 | 発展する資本主義 |
| 「社会主義革命の前夜」 | 当面の社会主義革命論の取下げ |
| 「戦争と革命」の時代 | 「平和と発展」の時代 |
| 「第三次世界大戦」の想定 | 帝国主義世界戦争の抑止力の増大と回避の可能性大 |
| すべては「戦争に備えて」 | 経済建設のための平和時期の設定 |
| 社会主義の世界化 | 一国社会主義論（民族社会主義論） |
| 帝国主義国・資本主義国との経済交流の拒否・消極的姿勢（内向型開発戦略） | 改革・開放—経済体制改革と積極的対外経済交流（開放型開発戦略） |

出所：筆者作成。

政治経済に対する再認識を行った。復旦大学世界経済研究所の鄭勵志氏は『復旦学報』1978年第1期、第2期に「試論戦後主要資本主義国家的経済発展速度」（戦後主要資本主義諸国の経済発展—戦後資本主義諸国が飛躍的に発展した理由はどこにあるか—）¹⁰⁾ 論文を発表し、戦後主要資本主義諸国の経済発展の事実を押え、戦後資本主義の再検討作業の上に立ち、従来の中国の評価に対する修正意見を提起し、一石を投じたもので、資本主義に対する再評価と現代資本主義のあり方に対する認識に関して、新たな議論を行った。当時中国で行われた議論の結論を要約的にいえば、現下の世界経済は、すでに単なる独占資本主義時代、独占と金融資本の支配の時代を超えた国家独占資本主義という新しい段階（この段階を帝国主義段階内の一小段階として捉えるか、すでに帝国主義段階を超えたものとして捉えるかについての見解が分かれるが）に入っているとの認識が主流的認識となった。すなわち、帝国主義世界戦争の可能性を全く否定するわけではないが、差し迫った戦争の可能性は遠退いたとの認識であった。この認識が新たな国民経済構築理論の前提におかれている。

したがって、今日における世界経済は「戦争と革命」の時代から「平和と発展」の時代に入ったというのである。この状況の下では、当然ながら、中国の国民経済構築に向けての戦略も「戦争に備えて」から固有の意味の「経済建設」へ重点が転換され、政治主導型の経済運営が後退する形となる¹¹⁾。

上述の内容は、旧来の中国の反帝国主義—独立自主政治主導型国民経済構築理論への転換であるといえるが、従前の反帝独立自主政治主導型国民経済構築理論の下では、半植民地・半封建的性格の遅れた経済構造をもった発展途上にある中国は、今世界は、「死滅しつつある資本主義」であり、「社会主義革命前夜」であるというレーニンの認識を全面的に受け入れ、世界的な

社会主義革命への歴史的体制転換過程の真っ最中にあり、中国にとって経済建設の道は社会主義の道以外ないと考えたのであった。しかし、死滅するはずの、死滅しなければならない弱さを内にもっていた帝国主義としての資本主義は、国家独占資本主義として旺盛な生命力をもって弱まるどころか、戦後資本主義の経済発展という客観的な事実の前に、中国は独占資本主義が短期間に社会主義へ直結転換するというそれまでの展望を改めざるをえなくなったのである¹²⁾。その対応策は、一国社会主義、あるいは陣営としての社会主義固有の積極的な基軸展開が形成されない条件下において、自己の社会主義建設の特性を保持しながらの、資本主義との間で開拓、構築される経済関係の道を探ることである。

眼前で死滅するはずの資本主義は、その質が変化し、死滅するどころか、自己調整の生命力をもち、戦後急速な経済発展を遂げた今日の状況から、帝国主義支配下の半植民地・反封建社会から、成熟した資本主義を経ないで直接に社会主義体制転換を図った中国は、自己の生産力水準の低さを背景に、社会主義計画経済の絶対的優越性を前面に押し出す論理は、迫りに欠けたものとなった。そこで求められるのは、前述したように「経済建設」を国民経済の発展の重点とし、生産力の発展を推し進めることであった。すなわち、資本主義の中に体化された経済発展の動因の積極的評価をし、資本主義経済システムの中に内包されていた経済発展推進システムを、生産手段の公有制の基礎の上に有機的に組み込むという方向の道を探るという試みである¹³⁾。

1.1.2 新たな対外経済論の展開

上述のように、これまでの国民経済構築理論の基礎前提となっていた世界政治経済に対する認識構造に変化が現れたことを受けて、中国では、新たな認識の理論的展開を行う作業と同時

に、国民経済建設の基本方針の新たな展開を行う作業も行い始めた。まず再検討を行う必要があるのは、「並存する二つの世界市場論」に対する認識である。すなわち、「死滅しつつある資本主義」でなくなった資本主義と経済交流を通じて、社会主義国民経済建設のための積極的意義を探索するという方向での視点が出てくるということである。これまでの政治主導型国民経済建設は、統一世界市場崩壊論や資本主義の全般的危機論と関連し、戦後二つの陣営の対立の下で生まれた「並存する二つの世界市場論」という認識を基礎として打ち立てられてきたものである。しかし60年代両陣営の崩壊、さらに70年代中国を取り巻く世界政治経済環境の変化によって、今日世界的に見れば、世界経済は一つの統一市場であって、中国はこの統一市場の一部であるといわねばならない。なぜならば、中国はこの統一市場から離れることができず、世界市場ももちろん中国から離れることはできないからである。このような認識変化は、1984年、当時の中国国際問題研究センターのセンター長である宦郷氏によって明確に提起された。

このような世界政治経済に対する認識の変化の下で、中国の対外経済関係のあり方についての再検討が行われた。一つの独立国は経済建設のために自己の主導の下に、内外の積極的要素を総動員するということになるが、この場合自国を中心にするようになるのは至極当然のことである。自己の主導の下に、経済的に整合性のある効率的経済体系を構築すること、工業体系を構築することは、合理的な国際分業を行うことと直接対立するものではない。しかし、中国では、過去長期に亘って中国の生産力の解放を抑圧し、不平等な独占的収奪を強いてきた帝国主義支配下における国際分業の経験から、国際分業と独立した整合性のある国民経済の構築とは対立するものとの観念が強固に組み込まれるところとなり¹⁴⁾、国際分業を通じた労働の節約

と資本蓄積の積極的推進作用が無視され、自力更生を一面的に解釈する結果となってしまった。

上述のように、「平和と発展」の時代認識を基礎とした新たな転換は、いわゆる1978年に実施した改革・開放政策である。ここで注意すべきことは、「改革」と「開放」はペアで唱えられたわけではない。「開放」は「改革」の一環として位置付けられているのであり、主体的「改革」の中身がまた「開放」の中身を規定するという点である¹⁵⁾。所謂「開放」とは、経済の部面において言えば、単なる輸出貿易額の拡大や貿易額のGDPに占める割合の引き上げといった内容ではなく、如何に対外経済交流の拡大を通じて、対外貿易、外国の資本・先進技術・管理ノウハウを主体的に自国の経済建設のために役立たせるかということである¹⁶⁾。

上記のような観点からすれば、外国資本の利用¹⁷⁾は「開放」政策の重要な内容の一つとなる。外国資本の利用を「開放」政策の重要な一環として位置付けられたのは、まず、1978年12月に開かれた共産党の第11期第3回中央委員会会議で確認できる。会議では次のように述べている。国全体としては、統一した対外政策の実施に基づき対外貿易体制を改革し、対外的な経済技術面の交流と協力の規模を積極的に拡大し、経済特区の設立と運営や沿海都市の一層の開放に努めなければならない。外資を利用し、わが国で合資経営企業、合作経営企業、単独投資企業を設立させることもわが国の社会主義経済にとって必要かつ有益な補完である。国内と国外の双方の資源を十分に利用し、国内と国外の2つの市場を十分に開拓し、国内向けの経済建設の推進と対外的経済関係の発展の両面に努めなければならないとしている。

さらに、1979年6月に開かれた第5期全国人民代表大会第2回会議における政府活動報告の中で、経済交流と技術導入は、各国の経済技術の発展にとって不可欠の重要な手段である。発

展途上国は先進国に追いつこうとするならば、なおさら先進技術を計画的に導入しなければならないとしており、対外貿易と対外経済協力及び技術導入を積極的に展開し、国際的に広く行われている各種の合理的な外資導入手法を積極的に取り入れ、これはわが国の確固たる重要な政策である¹⁸⁾と明記している。上記全人代「会議」で採択し、同7月8日公布、実施した「中華人民共和国中外合資経営企業法」は、外資による直接投資を許可する最初の法的規定となる。

1979～80年、広東、福建両省をモデル省として、対外経済活動を実施するにあたって、特別な政策と機動的措置を取り、同時に、深圳、珠海、汕頭、アモイの4都市で経済特区を創設し、特区内の外資直接投資企業に対して特別優遇政策を実施する。1979年9月に提携した外資直接投資協定—北京航空食品有限公司（中・港合資企業）の設立により、改革・開放政策実施後初の外資直接投資企業が誕生した。

1.2 改革・開放当初期における外資直接投資導入

1.2.1 外資直接投資導入管理体制の形成

前述した通り、改革・開放政策の実施により、国民経済建設のための外資直接投資の利用は基本的国策として取り上げられるようになった。この時期からの外資の利用に関して、まず直面するのは外資利用の管理機関の設置である。前述した1979年に開かれた第5期全国人民代表大会の第10回会議では、国務院直属の外国投資管理委員会を設立し、外資利用の管理機構とすることを決定した。その後の1982年に当該機構は当時の対外経済貿易部に帰属させた。対外経済貿易部は外資を利用する管理部門として、下に対外借款管理局と外国直接投資管理局を設立し、それぞれ対外政府間借款と外資直接投資の管理を行う。同時に、対外借款の外貨登録管理と対外債務の返還管理は国家外貨管理総局による統一管理を実施する。このほか、財政部は、世界

銀行からの借款と国が一括して借入・返済する部分の借款の管理に責任を負う。中国人民銀行は、IMF、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行等からの借款の管理に責任を負う。中国銀行は一般的国際商業借款の管理や海外向け債権の発行に責任を負う。農業部は国際農業開発基金(IFAD)からの借款の管理に責任を負う。教育部は国連教育科学文化機関(UNESCO)からの借款の管理に責任を負う。各種借款の借入に関しては、分野ごとに各中央部委あるいは省・直轄市・自治区・独立計画都市にその管理を委ねる。国家計画委員会、国家経済委員会は各自の権限範囲内で外資利用の審査・批准の権限を持つ¹⁹⁾。

改革・開放初期頃の外資利用の管理体制は、分散管理と統一計画を並行し、高度に集中しかつ厳格、煩雑な審査手順を必要とするという特徴がある。この管理体制の変遷もそれぞれの時期の具体的状況に合わせて漸次緩和していく方向での調整が行われた。1979年、国務院は、対外委託加工・組立及び中小型貿易項目による外資の利用に関して、100万ドル以下で、かつ、国(政府)による原材料の追加調達が必要としない、エネルギー供給バランスに影響を与えない、割当管理製品に関らない項目の審査・批准権を地方政府と地方管理部門へ下放した。対外借款の利用も漸次緩和され、一部都市の金融機関と交通銀行、中国国際信託投资公司などの金融部門は一般的国際商業借款や海外向けの債権の発行を認めるようになった。さらに、ある一定の条件を満たした場合に限り、国内資本企業と所謂「三資企業」(詳細について後で触れる)は直接に対外借款を行うという「単独借入権制度」を創設した²⁰⁾。

1.2.2 外資直接投資導入の概況

改革・開放政策実施後、外資利用は国家政策として取り上げられるようになり、外資利用の方式も多様化し、規模も拡大した。この時期に

おける外国資本の利用は、一つは対外借款である。対外借款は主に、政府間借款、国際金融機関からの中長期借款、商業ベースの借款、各種開発基金などがある。これら対外借款は主として、輸入、技術導入、特にエネルギー、交通などインフラ設備の建設に利用された。今一つは外資直接投資である。この時期の外資直接投資は主に合弁経営、合作経営といった形での外資利用で、主として、中小型企業の設備拡張や改造などに利用され、一部の新規企業の建設も利用された²¹⁾。

1979～82年までの外資利用の概況について、統計資料によって、若干の数値上の違いがあるが、今日までに一般的に用いられている統計数値でいえば、124.57億ドルとなっている²²⁾。対外借款は106.9億ドルで、外資利用総額の85%以上を占め、外資直接投資は17.67億ドルで、14%を占めていた。本稿は外資直接投資に焦点に当てているため、当該時期の対外借款による外資利用の詳細については片岡教授の論文を参照されたい²³⁾。一般的に言えば、対外借款は国内の関連事業の資金配置、投資の効率などの問題が発生しやすいが、これに対して、直接投資は経済的効率も良く、国際的によく利用されている。しかし直接投資を利用するためには、一連の前提条件が必要とされる。この時期の中国の外資利用に関しては、直接投資の利用が主要な方法となっていない理由は以下のようなものが挙げられると考えられる。

第1には、インフラ設備の整備が劣っており、外資直接投資企業が経済活動を行える経済特区の建設もまだ始まったばかりである。

第2には、対外的経済法体系は完備されず、対外的法律関連機構の設立も草創期にある。

第3には、経済管理体制は比較的硬直で、管理人員や管理ノウハウも乏しく、長期に渡って、計画経済体制の下で教え込まれた政治主導、経済効率軽視の風潮が残っている。

第4には、外国投資家にとっては、冷戦構造を経て、数十年間世界各国との交流が遮断された中国は、未知の世界で、中国の政治、経済と文化について理解するために時間が必要であった²⁴⁾。

1.2.3 外資直接投資導入に関する法的枠組の形成

(1) 「中外合資経営企業法」及び関連規定の制定

経済建設に重点を移す改革の重要な内容として位置付けられ、対外開放の構成部分である外資利用に関する法的枠組作りも当然重要になってくる。1979年7月1日第5期全国人民代表大会第2回会議に採択され、7月8日公布、実施された「中華人民共和国中外合資経営企業法」(また後述するが、当該法律実施後、1990、2001年2回ほど改定が行われた)は、外資利用に関する一番最初の法律となる。このほか、当該時期においては公布した外資利用に関する法律は以下のようなものがある。「中華人民共和国中外合資経営企業登録管理弁法」(以下「中外合資経営企業登録管理弁法」と略称)(1980年7月)、「中華人民共和国中外合資経営企業労働管理規定」(以下「中外合資経営企業労働管理規定」と略称)(1980年7月)、「中華人民共和国中外合資経営企業所得税法」(以下「中外合資経営企業所得税法」と略称)(1980年9月)、「中華人民共和国中外合資経営企業所得税法実施細則」(以下「中外合資経営企業所得税法実施細則」と略称)(1980年12月)、「中華人民共和国外国企業所得税法」(以下「外国企業所得税法」と略称)(1981年12月)、「中華人民共和国外国企業所得税法実施細則」(以下「外国企業所得税法実施細則」と略称)(1982年2月)、「中華人民共和国中外合資経営企業法実施条例」(以下「中外合資経営企業法実施条例」と略称)(1983年9月)などである。さらに、1982年4月に開かれた第5期全国人民代表大会第5次会議において、外資を

利用する政策を憲法修正草案の中に明文化し、これにより、外資利用に関する最高の法律的根拠を確立したのである。

外資直接投資による企業経営形態の詳細については、また後に触れるが、当該時期においては、合作条件が合作双方の契約によって定められる性格の合作経営企業による導入方式が主であった。資本全額が外国投資者によって投資された外資独資企業である外資企業も存在していた。これら企業に対する個別企業法が制定、実施されるまでの期間は、合作企業はこの「中外合資経営企業法」を参考して対処され、外資独資企業である外資企業については、まず経済特区区内において設立が認められ、その後経済技術開発区において設立が認められるようになる。

ここで、まず「中外合資経営企業法」と関連条例の概要についてみてみよう。「中外合資経営企業法」は、合弁経営企業の設立、投資方式、董事会（取締役会）の構成・職権、利潤配分、生産経営計画、取引銀行の開設・外貨関連事項、事業中止・清算など分野ごとに規定のガイドラインを定め、それぞれの分野における詳細な実施内容、方法については、上記のその他の関連する条例・細則にもとづくものとしている。

「中外合資経営企業法」の制定・実施目的は、中国は国際経済協力と技術交流の拡大を図るため、外国の会社、企業その他経済組織又は個人（以下外国側合弁者と略称）が平等互惠の原則にもとづき、中国政府の認可を受け、中国領内で中国の公司、企業その他経済組織（以下中国側合弁者と略称）と共同して合弁企業を設立することを許可するとしている²⁵⁾（「中外合資経営企業法」第1条）。

設立に関しては、合弁当事者が締結した取り決め、契約及び定款は、外国投資管理委員会に届け出なければならない。同委員会は3ヵ月以内に認可、不認可の決定をしなければならない。設立の認可を受けた合資企業は、1ヵ月以内で

認可証明書をもって国家工商行政管理総局に登録し、営業許可書を受け、営業を開始する（「中外合資経営企業法实施条例」第10、11条）。

合弁企業は有限責任会社の形態とする。合弁企業の登録資本金のうち、外国側合弁者の投資比率は一般的100分の25を下回らないものとする。各合弁当事者はそれぞれの登録資本金の割合に応じて利益を分配し、危険と損害を分担するものとする。合弁者の登録資本金を譲渡する場合は、必ず合弁当事者各方の同意を得なければならない（「中外合資経営企業法」第4条）。

合弁企業が移転、生産転換、登録資本金の増減あるいは譲渡、契約期間の延長をする際は、外国投資管理委員会の認可後1ヵ月以内に、認可証明書をもって合弁企業所在地の省、市、自治区、直轄市の工商行政管理局に登録変更手続きを行わなければならない（「中外合資経営企業登録管理弁法」第7条）。

投資方式に関しては、合弁者は貨幣による投資のほか、建築物、工場、機械設備あるいはその他の実物、工業所有権、特許・技術、土地使用権等を評価し投資することができる。建築物、工場、機械設備あるいはその他の実物、工業所有権、特許・技術、土地使用権等をもって投資する場合は、その評価は合弁各方が公平合理的原則に従って協議・決定するか、又は合弁各方の同意する第三者による評価を依頼する（「中外合資経営企業法实施条例」第25条）。

董事会の構成・職権については、合弁企業には董事会を置き、その人員及び構成は合弁各当事者間の協議により、契約及び定款に明記するものとし、合弁各当事者が、それぞれの派遣及び更迭をする。董事会には、董事長（会長）1名を設け中国側合弁者が担当する。副董事長は1名乃至2名設け、外国側合弁当事者が担当する。董事会が重要問題を処理するときは、合弁各当事者間の平等互惠の原則にもとづき協議、決定するものとする。

董事会の職権は合併企業の定款の規定により、合併企業のすべての重要問題、すなわち企業発展計画、生産経営事業案、収支予算、利益の分配、労働賃金計画、営業の停止並びに総経理(社長)、副総経理(副社長)、技師長、総会計士及び会計監査人の任命または招へい、その職権及び待遇について討議し、決定するものとする(「中外合資経営企業法」第6条)。

利潤分配については、合併企業の取得した粗利益から、税法の規定により、合併企業所得税を納付したのち、合併企業の定款に定める準備基金、職員・労働者の奨励及び福利基金、企業発展基金を控除して得られた純利益は、合併各当事者の登録資本の比率に応じて分配するものとする。世界の先進技術を備えた合併企業は、利益を生じ始めた最初の2～3年間は、所得税の減免を申請することができる。外国側合弁者が分配により得た純利益を中国領内において再投資するときは、既に納付した所得税の一部返還を申請することができる(「中外合資経営企業法」第7条)。

取引銀行の開設・外貨関連事項については、合併企業は中国銀行もしくは同行の同意した銀行に口座を開設しなければならない。外国銀行から直接資金を調達することができる。各種保険は、中国の保険会社に付保しなければならない(「中外合資経営企業法」第8条)。

合併企業の外貨に対する管理については、実は、1980年12月に、改革・開放政策の実施に呼応する形で公布した「中華人民共和国外匯管理暫行条例」(以下「外匯管理暫行条例」と略称)の中に明確に規定していた。本条例によると、華僑資本企業、外資企業、中外合資経営企業のすべての外貨収入は中国銀行に預金しなければならない(「外匯管理暫行条例」第22条)。これら企業と中国の国内企業或は個人との間の清算は、国家外貨管理総局又は支局の許可したもののほか、すべて人民元を用いるものとする(「外

匯管理暫行条例」第23条)。華僑資本企業、外資企業、中外合資経営企業の外国側合弁者が法にもとづき納税したのちの純利益とその他の正当な収益は、中国銀行に申請し、企業の外貨預金口座から送金することができる。また、外国側合弁者が外貨資本を中国国外に移す際に、国家外貨管理総局又は支局に申請し、企業の外貨預金口座から送金することができる。(「外匯管理暫行条例」第24条)。これら企業の外国籍従業員と香港・マカオの従業員が法にもとづき納税後、送金あるいは持ち出す外貨は、本人の賃金など正当な純収益の50%を超えないものとする²⁶⁾(「外匯管理暫行条例」第25条)。

生産経営計画については、合併企業の清算経営計画は主管部門に届け出て、記録にとどめ、かつ経済契約に定めた方式の通り実施し、企業主管管理部門と各級計画管理部門は合併企業に対して指令性生産計画を指示しないものとする。合併企業が必要とする原材料、燃料及び付帯設備等は、中国においての購入を優先させなければならない(「中外合資経営企業法实施条例」第56・57条)。中国政府は合併企業が生産する製品の国際市場での販売を奨励する。合併企業が生産する製品は中国国内市場で差迫って必要であるか、又は輸入しなければならないものである場合には、中国国内市場での販売を主とすることができる。合併企業は、その製品を独自に輸出する権利を有する。また外国側合弁者の販売機構又は中国対外貿易会社に代理若しくは、取次販売を委託することもできる(「中外合資経営企業法实施条例」第60・61・62条)。

事業中止・清算については、合併企業の合併期間は、それぞれの業種と事業の具体的状況にもとづき、合併各方当事者が協議して決定する。一般の事業の合併期間は原則的に10年ないし30年とする。投資が大きく、工期が長く、資本利益率の低い事業は、合併期間を30年以上にしてもよい(「中外合資経営企業法实施条例」第100

条)。

合併各当事者間に紛争が発生し、董事会が協議しても解決が不可能な時は、仲裁又は司法による解決を求める。合併各方は、仲裁に関する書面取決めにもとづき仲裁を求め、中国国際貿易促進委員会対外経済貿易仲裁委員会で開催し、同会の仲裁手続き、規則に従って仲裁を行う。当事者各方が同意した場合は、申し立てを受けた側の所在国または第3国の仲裁機関で仲裁し、当該機関の仲裁手続き・規則に従って仲裁を行う(「中外合資経営企業法实施条例」第110条)。

上述のほかに、土地使用権、技術導入、労働組合については、紙幅の制限により省略するが、詳細の内容については片岡幸雄教授の前掲論文を参照されたい。

(2) 税法上における外資直接投資導入優遇政策

改革・開放後、外資直接投資導入政策を推し進めるため、最も重要な推進策として挙げられるのは税収上における優遇政策の制定である。「中外合資経営企業法」の実施に合わせて、1980年9月、上記第5期全国人民代表大会の第3回会議に採択され、実施された「中華人民共和国中外合資経営企業所得税法」(以下「中外合資経営企業所得税法」と略称)は、税法上における外資直接投資導入優遇政策の根拠法となる。当該時期に制定された主な税法としては、以下のようなものがある。「中華人民共和国中外合資経営企業所得税法实施条例」(以下「中外合資経営企業所得税法实施条例」と略称)(1980年12月)、「中華人民共和国外国企業所得税法」(以下「外国企業所得税法」と略称)(1981年12月)、「中華人民共和国外国企業所得税法实施条例」(以下「外国企業所得税法实施条例」と略称)(1982年2月)、「中華人民共和国国务院経済特区並びに沿海14都市の企業所得税及び工商統一税の減・免徴に関する暫行規定」(以下「企業所得税及び工商統一税の減・免徴に関する暫行規

定」と略称)(1984年11月)。

当該時期、合資経営企業を含めた外資系直接投資企業に適応する税の種類は、工商統一税、都市建物土地財産税、車両船舶使用鑑札税といったような流通税、財産税、所得税があるが、合資経営企業を含めた外資系直接投資企業に対する税法上の優遇は流通税と所得税に関するものである²⁷⁾。

具体的には、合併企業の毎納付税年度の収入総額から、原価、費用及び損失を除いた後の残りの額を納税すべき所得額とする²⁸⁾(「中外合資経営企業所得税法」第2条)。

合併企業の所得税税率は100分の30とする。このほか、納付すべき所得税額の100分の10を地方所得税として徴収する。

石油、天然ガス、その他の資源を開発する合併企業の所得税率は別に規定する(「中外合資経営企業所得税法」第3条)。

合併企業で合併期間が10年以上のものは、企業の申請、税務機関の認可を経て、利潤を上げ始めた年度から数えて1年目及び2年目は所得税が免除され、3年目から5年目までは所得税が半額免除される。農業、林業など、利潤が比較的低い合併企業及び経済未発達の際地に設立された合併企業については、上で規定した免税、減税の期限が過ぎた後、財政部の認可を経て、その後10年間引き続き所得税の100分の15乃至30の減税ができる(「中外合資経営企業所得税法」第5条)。

合併企業の合併社が企業から取得した利潤を中国国内で少なくとも5年、又はそれ以上再投資する場合、合併者の申請、税務機関の認可を経て再投資部分について、既に納付した所得税税額の100分の40が返還される²⁹⁾(「中外合資経営企業所得税法」第6条)。

合併企業及びその出先機構が、国外で納付した所得税は、本部機構の納付すべき所得税額の中で免除することができる。中国政府と外国政

府の間に二重課税防止協定が結ばれている場合、所得税の免除は、当該協定の規定に照らして処理しなければならない（「中外合資経営企業所得税法」第16条）。

「中外合資経営企業所得税法実施細則」は、業種別に規定された課税所得額の算定方法、減価償却に関する事項（投資としての技術ノウハウ、専売特許権、商標権、版權、土地使用権、その他の特許など無形資産の償却、合弁企業開業準備中に発生した費用の償却等も含む）、棚卸資産に関する事項などが規定されている。

前述したように、中国の外資系企業の設立基準に関する法的整備作業は、この段階では、上述の「中外合資経営企業法」及びその実施細則のみである。1986年「中華人民共和国外資企業法」が制定するまでは、資本全額が外国投資者によって投資されたいわゆる外資独資企業と、合作条件が合作双方の契約によって定められる合作企業は、この段階においては、これら二種類の企業は例外的、特殊的性格の外国企業存在として位置付け、一般的設立認可条件を規定する法律を制定せずに、個別的特殊許可案件として対処したものと考えられる。このような実態は、中国の対外開放と投資環境の段階的推進戦略と外国企業の中国進出における投資方式の戦略的選択によるものであると考えられる。これら二種類の企業に関する法的整備作業については別稿で述べたい。

しかし、上述のようなこれら二種類の企業はそれぞれ特殊性があるとはいえ、その特殊性に応じて実務レベルにおいて対処する必要性があることから、1981年12月、上記第5期全国人民代表大会の第4回会議で「中華人民共和国外国企業所得税法」（以下「外国企業所得税法」と略称）を制定した。

まずここでいう外国企業とは、次の二種類である。一つの種類は、中国国内に機構を設立し、独立経営、又は中国企業と合作生産、合作経営

を行っている外国の会社、企業その他の経済組織（「外国企業所得税法」第1条）。今一つの種類は、外国の会社、企業その他の経済組織で、中国国内に機関を設立していないが、中国に源泉がある配当、利子、賃貸料、特許権使用料及びその他の所得を有するもの（「外国企業所得税法」第11条）。

外国企業の所得税は課税所得額に応じて超過累進計算をする。税率は下記の表のとおりである。

表1-2 外国企業所得税率表

| 年間総所得額 | 徴税率 (%) |
|---------------------|---------|
| 25万円を超えないもの | 20 |
| 25万円を超え50万円を超えないもの | 25 |
| 50万円を超え75万円を超えないもの | 30 |
| 75万円を超え100万円を超えないもの | 35 |
| 100万円を超える部分 | 40 |

出所：「中華人民共和国外国企業所得税法」（第3条）、中国対外経済貿易年鑑編輯委員会『中国対外経済貿易年鑑・1984』、華潤貿易諮詢有限公司、1984年、73～74頁、同「外国企業所得税法」邦訳、日本国際貿易促進協会『中国対外経済関係法令集』、1984年、175頁。

外国企業は上の表で示しているような所得税を納付すると同時に、課税所得額の100分の10を地方所得税として納付しなければならない。生産規模が小さく、利潤が低く、地方所得税を減税する必要のある外国企業については、企業所在地の省、自治区、直轄市の政府が決定する（「外国企業所得税法」第4条）。

また、農業、林業、牧畜業など利潤率の低い業種に従事する外国企業で経営期間10年以上のものについては、企業が申請し、税務機関の認可を経て、利益が上がり始めた年度から数えて、1年目は所得税を免除し、2、3年目は所得税を半減する。減免期間の満了後も、財政部の認可を経て、さらにその後10年以内には引続き所得税の100分の15乃至100分の30を軽減する

ことができる（「外国企業所得税法」第5条）。

「外国企業所得税法実施細則」では、業種別に規定された課税所得額の算定方法、減価償却に関する事項（投資としての技術ノウハウ、専売特許権、商標権、著作権、土地使用権、その他の特許など無形資産の償却、合併企業開業準備中に発生した費用の償却等も含む）、棚卸資産に関する事項などが規定されている。

1.2.4 外資直接投資導入の実態

前述したとおり、対外借款といったような所謂間接投資によるものが当該時期の外資利用総額の7割超を占めた。所謂直接投資といったものは全体の3割弱ぐらいであった。表1-3は1979~84年までの期間における中国の外資利用の状況を整理したものである。

表1-3によると、1979~84年の間、実際に利用した外資総額は173億ドルで、そのうち、対外借款は132億ドルで、全体の76%を占め、外資直接投資41億ドルで、全体の24%をしめ、ほぼ外資利用総額の4分の1である。

表1-4は外資直接投資の企業形態別構成を表すものである。当該時期の外資直接投資を利用する方法として、契約件数で最も中心になるのは合作企業形態による利用である。合作企業許可案件が外資利用総件数に占める割合は48%で、契約金額ベースで言えば、総契約金額に占める割合は46%で、実行金額ベースで言えば、総実行金額に占める割合は30%となっている状況である。次によく利用されているのは補償貿易形態である。契約件数で言えば、外資利用総件数に占める割合は30%で、契約金額ベースで言えば、総契約金額に占める割合は10%で、実行金額ベースで言えば、総実行金額に占める割合は17%となっている状況である。

合併企業については、合併企業の契約件数が外資利用総件数に占める割合は20%で、契約金額ベースで言えば、総契約金額に占める割合は13%で、実行金額ベースで言えば、総実行金額に占める割合は10%となっている状況である。独資企業については、独資企業の契約件数が外

表1-3 外資利用状況（1979~84年）

| | 年 | 合 計 | | 対 外 借 款 (注1) | | 外資直接投資とその他の形態による直接投資 (注2) | |
|------------------|---------|-------|-----------|--------------|-----------|---------------------------|----------|
| | | 件数 | 金額 (万ドル) | 件数 | 金額 (万ドル) | 件数 | 金額 (万ドル) |
| 外資利用額 (契約ベース) | 1979~82 | 1,841 | 2,017,200 | 27 | 1,521,400 | 1,814 | 495,800 |
| | 83 | 690 | 343,021 | 52 | 151,331 | 638 | 191,690 |
| | 84 | 2,204 | 479,136 | 38 | 191,642 | 2,166 | 287,494 |
| 外資利用額 (実行ベース) | 1979~82 | | 1,264,000 | | 1,087,100 | | 176,900 |
| | 83 | | 198,064 | | 106,468 | | 91,596 |
| | 84 | | 270,452 | | 128,567 | | 141,885 |

注1：対外借款の件数は国家統一借款件数であるが、イタリアからの最初の借款の中には32件の民間借款を含むバスケット借款が入っている。

注2：その他の形態による直接投資は、委託加工・組み立て貿易において外資が実際に提供した設備金額。

出所：中華人民共和国統計局編『中国統計年鑑・1986』、1986年、581頁、《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑・1984』、華潤貿易諮詢有限公司、1984年、1092頁。なお、1979~82年間の外資利用の件数については、両統計資料を照り合せて筆者が算定したものである。

表1-4 企業形態別直接投資利用状況 (1979~84年)

単位: 万ドル

| 企業形態別 | 件数 | 契約額 | 実行額 |
|----------|-------|-----------|---------|
| 外資直接投資合計 | 4,618 | 1,032,750 | 410,477 |
| 合 弁 企 業 | 931 | 138,198 | 42,791 |
| 合 作 企 業 | 2,212 | 471,394 | 122,347 |
| 合 作 開 発 | 31 | 242,291 | 131,105 |
| 独 資 企 業 | 74 | 47,133 | 9,801 |
| 補 償 貿 易 | 1,370 | 99,338 | 70,037 |
| そ の 他 | - | 34,396 | 34,396 |

注: その他の形態による直接投資は、委託加工・組み立て貿易において外資が実際に提供した設備金額。

出所: 中華人民共和国統計局編『中国統計年鑑・1986』, 1986年, 581頁, 『中国対外経済貿易年鑑』編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑・1984』, 華潤貿易諮詢有限公司, 1984年, 1092頁, 同編・同『年鑑・1985』, 華潤貿易諮詢有限公司, 1985年, 1066, 1069頁。

資利用総件数に占める割合は2%で、契約金額ベースで言えば、総契約金額に占める割合は5%で、実行金額ベースで言えば、総実行金額に占める割合は2%となっている状況である。

合作開発については、すべて海洋石油開発プロジェクトで、初期投資金額が大きいことは統計資料から読み取れる。契約件数では、外資利用総件数に占める割合は僅か0.7%であるのに対して、契約金額ベースで言えば、総契約金額に占める割合は24%で、実行金額ベースで言えば、総実行金額に占める割合は32%となっている状況で、すべての企業形態のうち、投資金額の割合が一番高いことが分かる。

外資直接投資導入政策の実施に伴って、上記のようなさまざまな形態による企業の設立を促進するために、国内で経済特別区の設立及び法的整備も進展した。1980年前述の第5期全国人民代表大会第15次会議で、「広東省経済特区条例」が批准され、深圳、珠海、汕頭、アモイの4地で経済特別区の建設が始まった。経済特区は香港や台湾のような特別行政区ではなく、中国

の完全の主権下の行政区域で、国内その他の地域と異なる特殊的経済政策と特殊的経済管理を実行するとことにある³⁰⁾。これで、改革・開放当初、中国の経済特区は2省4地区となった。

前述した外資直接投資に関連する法理の制定を見てわかるように、この時期中国としては合弁という形による外資直接投資導入を中心に展開したわけである。1983年から、外資直接投資導入はやや軌道に乗り始め、1983年に新たに設立した合弁企業は107件で、1982年より4.4倍増で、契約金額は1.88億ドルで、1982年より6.8倍増である。新設の合作企業は330件で、契約金額は5.03億ドルで、1982年よりそれぞれ2倍増である。

1983年、國務院は中外合弁企業の設立を中心とする外資利用の会議を開き、法律の規定範囲内での企業経営自主権の保障や平等互惠の原則の下での税収緩和政策の拡大が國務院決定として指示された。具体的には、① 合弁経営期間が10年以上の企業の企業所得税は、これまでの1年或いは2年の全額免除とその後2年間の半額減免から全面的に2年間全額免除とその後の3年間半額免除へと優遇政策を拡大し、合弁企業に対して徴収される工商統一税の税率が国内企業(内資企業)の工商税の税率より高い場合、工商税の税率により徴収する³¹⁾。② 合弁企業が生産活動に必要なとする輸入機械設備等必需物資に関する輸入関税と輸入に関する国内商工統一税及び一般輸出製品に関する輸出関税と商工統一税の徴収を免除する。③ 国内にない技術の導入により生産される製品や輸入品の代替生産ができる合弁企業が生産する製品の国内販売比率を引き上げる。④ 合弁企業の生産活動に関する原材料、燃料、エネルギーの提供価格に関して、輸出用の貴金属、石油、石炭、木材を生産する場合のみその価格は国際価格基準で提供するが、それ以外の製品を生産する場合、国内企業と同様の価格基準で提供できるようにする³²⁾。

表1-5 地域別合弁企業の設立状況 (1979~83年)

| | 合弁企業数 | | 外国側合弁者投資額 (万ドル) (契約ベース) | |
|------------------|-------|-------------------------|----------------------------|-------------------------|
| | | 全国に 占める 割合 (%) | | 全国に 占める 割合 (%) |
| 全 国 | 190 | 100 | 32,895.5 | 100 |
| 北 京 と 沿 海 地 区 | 178 | 94.7 | 32,125.7 | 97.7 |
| 4 つ の 経 済 特 区 | 99 | 52.1 | 11,479.3 | 34.9 |
| 深 圳 | 87 | 45.8 | 9,213.6 | 28.0 |
| 内 陸 | 10 | 5.3 | 769.8 | 2.3 |

出所：《中国経済年鑑》編輯委員会編『中国経済年鑑・1984』，经济管理出版社，1984年，V-202頁。

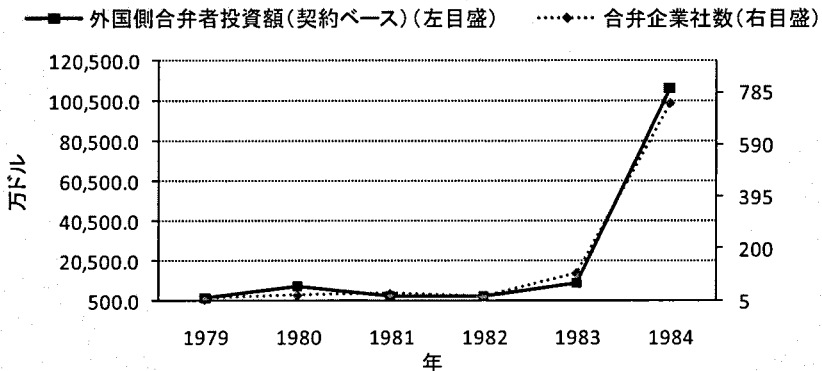
1983年までに設立した合弁企業の90%以上は北京と東部沿海地区に集中しており，特に4つの経済特区に集中している。これら合弁企業の業種別分布状況は，軽工業，紡織，食品が30%を占め，機械・電子は20%，エネルギー，交通，冶金は10%，化学，医薬品，建材，木材は10%，建築，農・牧・漁業，観光・旅行は30%を占める状況である。

1984年から，外資直接投資の利用状況は大きな進展が現れた。まず外資利用を拡大させるた

めの新たな措置が実施された。前述の1983年9月「中外合資経営企業法実施条例」の実施は，法律による合弁企業の権利の保障がより明確になり，外国投資者はより安心できる投資環境が整えた。1984年，「特許法」の実施，フランス，ベルギー，ルクセンブルク，フィンランド，ノルウェーと投資保護に関する協定提携，アメリカ，フランス，イギリスと二重課税の回避に関する協定の提携などにより，外国投資者の積極的な対中投資が促進されたとみられる。

第二には，対外開放がさらに推進された。14の沿海都市（天津，上海，大連，秦皇島，煙台，青島，連雲港，南通，寧波，温州，福州，広州，湛江，北海）の開放が追加され，経済技術開発区を創設し，沿海経済開放地帯（長江三角洲，珠江三角洲，閩（福建省）南厦（アモイ）漳（漳州）泉（泉州）三角洲の61市・県）を創設した。これにより，東部沿海地区の投資環境が改善され，外資直接投資の利用が躍進したと考えられる。

第三には，地方と関連部門の投資案件の審査・批准権の調整と拡大により，外資直接投資の拡大に繋がるとみられる。総投資額から言えば，上海，天津は3,000万ドル，広東，福建，遼寧，北京，大連，広州は1,000万ドル，その他



出所：《中国経済年鑑》編輯委員会編『中国経済年鑑・1984』，经济管理出版社，1984年，V-202頁，《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑・1985』，華潤貿易諮詢有限公司，1985年，1069頁より筆者作成。

図1-1 合弁企業形態による外資直接投資導入状況

表1-6 1979~84年主要企業形態別直接投資利用状況

単位：億ドル

| 年 | 合 弁 企 業 | | | 合 作 企 業 | | | 独 資 企 業 | | |
|---------|---------|-------|------|---------|-------|------|---------|------|------|
| | 件数 | 契約金額 | 実行金額 | 件数 | 契約金額 | 実行金額 | 件数 | 契約金額 | 実行金額 |
| 1979~82 | 83 | 1.4 | 0.98 | 1,270 | 40.83 | 5.32 | 33 | 3.67 | 0.4 |
| 1983 | 107 | 1.88 | 0.74 | 330 | 5.03 | 2.27 | 15 | 0.40 | 0.43 |
| 1984 | 741 | 10.67 | 2.55 | 1,089 | 14.84 | 4.65 | 26 | 1.00 | 0.15 |

出所：中華人民共和国統計局編『中国統計年鑑・1986』, 1986年, 581頁, 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対外経済貿易年鑑・1984』, 華潤貿易諮詢有限公司, 1984年, 1092頁, 同編, 同『年鑑・1985』, 華潤貿易諮詢有限公司, 1985年, 1066, 1069頁, 崔新健主編『中国利用外資三十年』, 中国財政経済出版社, 2008年, 114, 115頁。

表1-7 国・地域別外資独資企業設立状況 (1984年)

単位：万ドル

| | 合 計 | 香港・マカオ | 日 本 | シンガポール | アメリカ | オランダ | インドネシア |
|-----------------|-------|--------|-------|--------|------|------|--------|
| 企 業 数 | 26 | 19 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 |
| 投資総額 (契約ベース) | 9,991 | 7,310 | 1,128 | 1,208 | 300 | 7 | 38 |

出所：《中国経済年鑑》編輯委員会編『中国経済年鑑・1985』, 经济管理出版社, 1985年, V-208頁。

表1-8 業種別外資独資企業設立状況 (1984年)

単位：万ドル

| | 合 計 | 機械・電子 | 紡 織 | 建材・建築 | 農・牧・漁 | 食品・医薬 | 観光・旅行 とその他 |
|----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|---------------|
| 企 業 数 | 26 | 2 | 12 | 2 | 1 | 2 | 7 |
| 投資額 (契約ベース) | 9,991 | 400 | 2,918 | 45 | 100 | 1,125 | 5,403 |

出所：《中国経済年鑑》編輯委員会編『中国経済年鑑・1985』, 经济管理出版社, 1985年, V-209頁。

省・市・自治区, 沿海都市及び瀋陽, 武漢, 重慶, 海南行政区と国务院関連部門は500万ドルまでそれぞれ拡大した。経済特区内の軽工業投資案件の総投資額は3,000万ドル, 重工業投資案件の総投資額は5,000万ドルまで拡大された。

具体的には, 合弁企業の設立が注目される。1984年に新たに設立した合弁企業数は741社で, 契約投資金額は10.67億ドルで, 1983年のそれぞれの5.9倍と4.7倍である。改革・開放から83年までの合計値のそれぞれの3.9倍と3.4倍である。1984年に新たに設立した741社の合弁企業のう

ち, 香港・マカオ地域606社, アジア諸国73社, 欧州諸国17社, アメリカ41社, 大洋州諸国3社, アフリカ諸国1社といった状況である。

業種別から言えば, 741社の合弁企業のうち, 工業と建築業が449社, 当年の合弁企業総契約金額の40.7%を占め, 交通・郵便・電信が54社, 5.1%を占め, 農・牧・漁業が48社, 1.2%を占め, 観光・旅行・不動産・商業関連が190社, 53%を占める状況である³³⁾。

1984年から, 合作企業の設立も急増した。1,089社の契約のうち, 香港・マカオ1,053社,

当年の合作企業契約金額の88%を占め、アメリカ11社、7.2%を占め、日本10社、4.1%を占め、そのほか、シンガポールほか9カ国15社、1%弱を占めるといった状況である。合作企業の設立業種は主として観光・旅行等非生産部門に集中しており、合作企業の総契約額の85%を占めている³⁴⁾。

外資独資企業の設立も徐々に増えた。1984年設立した外資独資企業は26社、契約投資金額は9,991万ドルである。1984年末まで、合計74社の独資企業が設立した。そのうちの10社はアメリカ、シンガポール、日本、オランダ、インドネシアからの投資であるが、残りは全部香港・マカオからの投資である。設立地域別から言えば、上海は2社、広西北海市、福建漳州市と永定県は各1社、残りは全部経済特区に設立し、その大半は深圳経済特区に集中している。これら外資独資企業は、主として工・農業関連の生産性企業であり、非生産性企業は主に不動産、観光・旅行、商業サービス業に集中している³⁵⁾。

前述したように、外資直接投資導入のテンポを加速化するため、沿海開放都市認定の拡大、経済技術開発区の創設、沿海経済開放地帯の創設など一連の政策を実施した。これに関連する新しい段階の外資直接投資導入の詳細については、次回で整理を試みたい。

注

- 1) 国際協力銀行、「わが国製造業企業の海外事業展開に関する調査報告—2008年度海外直接投資アンケート調査結果(第20回)—」による。
- 2) 改革・開放前の中国の世界政治経済に対する認識構造の詳細な内容について、片岡幸雄『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、第一、二章を参照されたい。
- 3) この形による外国資本の利用についての詳細は、片岡幸雄「プロレタリア文化大革命・四人組期の混乱収束から改革・開放政策への展開過程における中国の対外経済貿易機構の再編(Ⅳ)」を参照されたい。
- 4) ソ連との関係が崩壊後の60年代初めから70年代末の時期は外資を導入すると言っても、一般的に

輸出信用と輸出延払方式の信用の形を利用することによって、日本やヨーロッパのいくつかの国から冶金、石油化学、機械、電子、軽工業等のプラント、技術設備を導入したにすぎない。これらの契約は300プロジェクトに及び、成約金額は100億ドル余りと言われている(《当代中国》叢書編輯委員会編『当代中国的经济管理』、中国社会科学出版社、1985年、427頁、王紹熙・王寿椿・許煜主編『中国対外貿易概論』、対外貿易教育出版社、1990年111頁、劉向東・盧永寛・劉嘉林・田力維『我国利用外資概況』、人民出版社、1984年、3頁)。

- 5) 内藤昭著『現代中国貿易論』、所書店、昭和54年、22頁。
- 6) 同上書、22頁。
- 7) 片岡幸雄『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、149頁。
- 8) 劉向東主編『中国対外経済貿易政策指南』、经济管理出版社、1993年、863~864頁。
- 9) 前掲書、149~150頁。
- 10) 鄭勵志「試論戦後主要資本主義国家的経済発展速度」、『復旦学報』1978年第1期、第2期、遊仲勳・片岡幸雄共訳「戦後主要資本主義諸国の経済発展(上)—戦後資本主義諸国が飛躍的に発展した理由はどこにあるか—」、『世界経済評論』Vol.24 No.7、1980年7月号、「同(下)」、同上誌、Vol.24 No.8、1980年8月号。
- 11) 片岡幸雄『中国の対外経済論と戦略政策』、溪水社、2006年、82~83頁。
- 12) 同上書、84頁。
- 13) 同上書、85頁。
- 14) 同上書、87頁。
- 15) 董輔初主編『中華人民共和国経済史(下巻)』、経済科学出版社、1999年、77頁。
- 16) 同上書、77頁。
- 17) 改革・開放後実施される外国資本の利用は、大別二つに分かれる。一つは外資直接投資、今一つは間接投資である。間接投資は主に、対外借款、対外株式発行、国際リース、補償貿易、委託加工・組立などである。本稿は、特別に記す以外は、外国資本の利用は外資直接投資を指す。
- 18) 中国研究所編『新中国年鑑・1980年版』、大修館書店、1980年、297頁。
- 19) 董輔初主編『中華人民共和国経済史(下巻)』、経済科学出版社、1999年、103~104頁。
- 20) 同上書、104頁。
- 21) 王紹熙・王寿椿・許煜主編『中国対外貿易概論』、対外貿易教育出版社、1990年、111~112頁。同上書、105頁。
- 22) 『中国統計年鑑・1986』と『中国統計年鑑1987』の数値と『中国対外経済貿易年鑑・1984年』の数値(実行ベース)は126.40億ドルとなっているが、『中国統計年鑑・1988』ではこの部分で外資利用各項目の統計の整理、再検討が図られ、その結果1979~82年の外資利用各項目統計数値が改定され、利用総額も124.57億ドルに改められた模様である。

- 1982年以前の各年の外資利用額についての統計数値は、断片的にはあるが、系統的には入手されな
ないし、数値そのものが精度に欠ける。1979～82年
までの統計を突き合わせてみたところ、対外借款
の部分で約1.83億ドルの差が出ていることが分
かった。本稿の表1-3の数値は修正前の数値に
よっているの、読者は注意されたい。
- 23) 片岡幸雄「プロレタリア文化大革命・四人組期
の混乱収束から改革・開放政策への転回過程にお
ける中国対外経済貿易機構の再編 (IV)」, 『広島経
済大学経済研究論集』第31巻第4号所収, 2009年。
- 24) 董輔初主編『中華人民共和国経済史 (下巻)』,
経済科学出版社, 1999年, 105頁。
- 25) 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対
外経済貿易年鑑・1984』, 華潤貿易諮詢有限公司,
1984年, 43頁。邦訳は日本国際貿易促進協会
『中国対外経済関係法令集』, 1984年, 145頁。以
下, 同「中外合資経営企業法」及び「中外合資経
営企業法実施細則」の訳文解説は同邦訳『関係法
令集』に負っている。
- 26) 1983年9月に実施し始めた「中華人民共和国中
外合資経営企業法実施条例」では、中国国内で使
用する経費を差し引いた残りの部分を、中国銀行
に申請して全額送金することが許可するようにな
った(「中外合資経営企業法実施条例」第79条)。
- 27) 崔新健主編『中国利用外資三十年』, 中国財政経
済出版社, 2008年, 50頁。
- 28) 《中国対外経済貿易年鑑》編輯委員会編『中国対
外経済貿易年鑑・1984』, 華潤貿易諮詢有限公司,
1984年, 66頁。邦訳は日本国際貿易促進協会
『中国対外経済関係法令集』, 1984年, 169頁。以
下, 同「中外合資経営企業所得税法」及び「[中
外合資経営企業所得税法実施細則」の訳文解説は同
邦訳『関係法令集』に負っている。
- 29) 再投資する場合は、再投資先企業は当該合弁企
業、もしくは他の中外合弁企業どちらでもよいが、
ほかの中外合弁企業に再投資する場合、投資を受
けた企業の証明をもとに、原納税地税務機関の審
査・認可を経て再投資部分についてすでに納付し
た所得税税額の100分の40を還付する(「中外合資
経営企業所得税法実施細則」第6条)。
- 30) 片岡幸雄「プロレタリア文化大革命・四人組期
の混乱収束から改革・開放政策への転回過程にお
ける中国対外経済貿易機構の再編 (IV)」, 『広島経
済大学経済研究論集』第31巻第4号所収, 2009年,
117～118頁。
- 31) 商工統一税は、1958年に制定した「商工統一税
条例 (草案)」によって定められるものである。こ
の草案は対外的には立法手続きを経た法的効力をも
つものとして、当該時期の外資系企業に適用され
ることになった。工商税は、1958年に設けられ
た工商統一税を統一する形で、73年から試行(「中
華人民共和国工商税条例 (草案)」, 日本国際貿易
促進協会『中国対外経済関係法令集』, 1984年に同
「条例 (草案)」及び「工商税税率表」邦訳, 400～
406頁がある)された流通税性格の税目である。し
かし、当該「条例 (草案)」は立法手続きを経て対
外的に公布されたものではなかったため、国内的
には工商税、対外的には工商統一税が適用される
ことになった。一般的には、両者の違いは、外資
系企業には低税率を適用、減・免税を与えるとい
う優遇措置を取っているが、例外的に外資系企業
に対して徴収する工商統一税の税率が工商税税率
より高く出る場合を考慮して、今回の国务院の指
示内容に含まれたと考えられる。
- 32) 《中国経済年鑑》編輯委員会編『中国経済年鑑・
1983』, 经济管理出版社, 1984年, V-201頁。
- 33) 同上編, 同上『年鑑・1985』, 同出版社, 1985
年, V-207頁。
- 34) 同上編, 同上『年鑑・1985』, 同出版社, 1985
年, V-208頁。
- 35) 同上編, 同上『年鑑・1985』, 同出版社, 1985
年, V-208頁。